

史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡垣ノ島遺跡の保存活用計画の策定にあたり、その内容について多角的に協議・検討を行い、適正に事業を推進するため、史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 史跡垣ノ島遺跡の保存活用計画の策定に関する事項
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 考古学、文化財科学、文化遺産研究、植物学等の学識経験者
- (2) 普及活用に係る有識者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議において議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。